

9 会則

(1) 生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は浦添商業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校の全生徒を会員とし、本校の全職員を顧問とする。

第3条 本会は本校の教育目標に則って、本校の生徒としての自覚と誇りを持ち、全会員の総意を結集して明るい学園を建設し、さらに将来良き社会人となるために会員の自主性を養い会員互の資質の向上をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事項について努力する。

- 1 会員の共同福祉の増進をはかる。
- 2 本校内外の風紀維持および改善に努める。
- 3 会員相互の親睦と共同生活の向上をはかる。
- 4 会員の個性および趣味の伸長をはかる。
- 5 その他本会の目的達成に必要な事項

第5条 本会の校内外における会合はすべて学校長の許可を得なければならない。

2 本会の決議事項は、学校長の承認を得て効力を発する。

第6条 本会の会員は本会の定める事項を行う権利と、それを守る義務を有する。

第2章 機関

第8条 本会の次の機関をおく

- 1 生徒会総会
- 2 中央委員会
- 3 総務役員会
- 4 各種委員会
- 5 ホームルーム
- 6 部
- 7 会計監査委員会
- 8 選挙管理委員会

第1節 生徒会総会

第9条 生徒会総会(以下「総会」という)は全会員をもって構成し、生徒会の最高議決機関である。

第10条 総会は生徒会会長が召集し、定期総会は毎年5月に開催しなければならない。ただし、次により臨時に開くことができる。

- 1 生徒会長が必要と認めたとき
- 2 中央委員会が必要と認めたとき。
- 3 全会員の3分の1以上の要求があるとき

第11条 総会は全会員の3分の2以上が出席して成立し、その決議は出席会員の過半数の賛成をもって成立する。

第12条 総会は次の事項を審議決定する。

- 1 生徒会会則の改正
- 2 予算および決算の承認
- 3 生徒会会長および生徒会役員 の罷免
- 4 中央委員会が必要と認められた事項
- 5 全会員の3分の2以上の提案事項

第13条 総会の正副議長は中央委員会の正副議長が務める。

第2節 中央委員会

第14条 中央委員会は総会に次ぐ議決機関であり、本会の運営に関する次の諸事項を審議決議する。

- 1 総会に付議すべき議案
- 2 第8条第3号から第10号に定める各機関からの提案事項
- 3 その他本会の運営に必要な事項

第15条 中央委員会は次の委員をもって構成する。

- 1 ホームルーム長
- 2 総務役員
- 3 部代表

第16条 中央委員会は全委員の3分の2以上が出席して成立し、その決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

2 委員に事故ある場合は代理人を出席させることができる。

第17条 中央委員会は必要に応じて生徒会長が招集する。

第18条 中央委員会に議長および副議長各1人をおき、議長は委員の中から選出し、副議長は議長が任命

する。

第3節 総務役員会

第19条 生徒会会長の統轄の下に、生徒会活動の円滑な運営をはかるために総務役員会をおく。

第20条 総務役員会は、次の委員をもって構成する。

- 1 生徒会会長(1人)および生徒会副会長(男女各1人)
- 2 各種委員会の委員長
- 3 書記(2人) 会計(2人) 備品係(2人)

第21条 生徒会会長および生徒会副会長は、全会員の選挙によって選出し、職員会議を経て学校長が任命する。

第22条 生徒会会長は、本会を代表してその運営にあたり、全生徒会活動を統轄するものとする。

- 2 生徒会副会長は、会長を補佐し、会長事故のある時はその職務を代行する。

第23条 書記、会計、備品係は中央委員会の承認を得て生徒会会長が任命する。

- 2 書記は、総務役員会、中央委員会並びに総会の議事録をとり、それを保管し、その他の庶務を行う。
- 3 会計は、生徒会に関する一切の経理事務を行う。
- 4 備品係は、生徒会の器具備品を備品台帳に記載し保管整理を行なう。

第24条 総務役員任期は、次の通りとし再選を妨げない。

- イ 生徒会正副会長 10月1日から翌年9月30日まで
 - ロ 書記会計備品係 " "
 - ハ 各種委員会の委員長 4月1日から翌年3月31日
- 2 補欠選挙により選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 生徒会正副会長書記会計及び備品係は、他のいかなる役員も兼任することはできない。

第4節 委員会

第25条 第4条の規定による努力事項を推進するために本会に次の委員会をおく。

- 1 学習委員会 2 生活委員会 3 保健委員会 4 美化委員会 5 文化委員会
- 6 図書委員会

第26条 委員会は各部長で構成する。

- 2 委員会の正副委員長は、その委員会に属する部員の互選による。
- 3 委員長は委員を代表し、任務を遂行する。
- 4 委員会の任務は次のとおりとする。

- イ 学習委員会 (1) 学習効果をあげるための企画とその実施
 (2) 学習環境づくり
- ロ 生活委員会 (1) 生徒心得の徹底
 (2) 勤怠言語服装態度、その他規律面に関する諸活動
 (3) 相互扶助、レクリエーション、親睦の計画と実施
- ハ 保健委員会 (1) 保健衛生安全に関する事項
 (2) 健康診断行事への協力
 (3) 体育行事における救急処置
 (4) その他、学校保健に関する事項
- ニ 美化委員会 (1) 校内外の環境整備
 (2) 清掃用具、校具、その他備品等の管理
- ホ 文化委員会 (1) 時事的事項の広報、掲示
 (2) 校内放送その他報道に関する事項
 (3) 文化行事の企画運営
 (4) その他文化活動に関する事項
- ヘ 図書委員会 (1) 読書推進に関する事項
 (2) 図書貸し出し・返却に関する事項

- (3) 図書の選定及び、芸術鑑賞の選定に関する事項
- (4) その他、図書館活動に関する事項

ト 平和学習委員会 (1) 平和学習の企画運営

- チ 交通安全委員会 (1) 交通安全に関する調査・集計
(2) 交通安全に関する行事への参加協力

第5節 ホームルーム

第27条 ホームルームは本会を構成する基準単位であり、ホームルームの全生徒をもって組織し、ホームルーム活動を通じて社会性の涵養と相互の親睦をはかる場である。

第28条 ホームルームに次の役員をおく。

- イ ホームルーム長 1人
- ロ 副ホームルーム長 1人
- ハ 書記 2人
- ニ 会計 2人

2 ホームルーム役員は、各ホームルームごとに選出し校長が任命する。

第29条 各ホームルームは生徒会と協力して活動する義務を有する。

第30条 ホームルーム長は、ホームルームを代表し統括する。

2 副ホームルーム長は、ホームルーム長を補佐し、ホームルーム長事故のあるときはその任務を代行する。

3 書記は、庶務を行い会計は会計事務を行う。

第31条 第26条第2項に規定する任務を遂行する母体として各ホームルームに次の部会をおき、ホームルーム員は必ずいずれかの部会に入らなければならない。

- イ 学習部 ロ 生活部 ハ 保健部 ニ 美化部 ホ 文化部 ヘ 図書部

2 各部にリーダーとして正副部長をおく。

第32条 ホームルーム役員は任期は一学期間とする。但し再選を妨げない。

2 各部会の部長の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6節 部

第33条 部は会員相互の理解を深めつつ、各自の個性の伸長および心身の陶冶をはかることを目的とする。

第34条 部は次の手続きを経て設立される。

- (1) 発起人の提案 (2) 各部員名簿の提出 (3) 各部顧問の承認
- (4) 中央委員会の決議を経て総会の承認 (5) 校長の承認

2 新設した部は、同好会として1年以上の活動を継続していると認められた場合、部に昇格する。

第35条 部は次の場合に廃止される。

- (1) 部自体が廃止を要求した場合
- (2) 校長が廃止を命じた場合
- (3) 部活動をしていないと中央委員会が認めた場合

第36条 会員はどれか一つの部に加入することができる。

第37条 各部は部員中より正副部長を選出し、その運営に当たる。

2 部長は部の運営を統轄し副部長は部長を補佐する。

3 正副部長の任期は各部で定めるものとする。

4 部長会を持って、部間の連絡調整を図り、必要に応じて体育系部長会と文化系部長会を持つことができる。

5 体育系部長と文化系部長は、必要に応じて中央委員会の委員として参加する。但し、予算審議の場合は全部長が参加するものとする。

第7節 会計監査委員会

第38条 会計監査委員会は他のいかなる機関からも独立し、少なくとも毎年1回生徒会の会計帳簿および書類の監査を行う。

2 監査の結果は総会に報告するものとする。

第39条 会計監査委員会の委員は、中央委員会において会員の中から3人を推薦し、総会の承認を得て生

徒会長が任命する。

2 委員の任期は10月1日から翌年の9月末日までの1年とする。

第8節 選挙管理委員会

第40条 選挙管理委員会は、他のいかなる機関からも独立し、生徒会会長および副会長の公正かつ適正なる選挙、並びに生徒会役員のリコールについての事務を行うものとする。

第41条 選挙管理委員会は、各ホームルームから選出された各々1人ずつの委員によって構成される。

第42条 選挙管理委員会の委員の互選により、委員長および副委員長を各々1人ずつおく。

2 委員の任期は4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

第43条 選挙に関する規定は別に定める。

第3章 会計および帳簿

第44条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

第45条 会費は会員一人当たり年額1,800円とし、三学期に分割して学校納付金と同時に納入する。

第46条 本会の予算割当は毎年4月に中央委員会で決定する。

第46条 本会の現金保管および管理は職員に依託する。

第47条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第48条 本会に次の帳簿を備えて（ ）の期間保存する。

- (1) 生徒会会則および諸規約(永久)
- (2) 会員名簿および役員名簿(三年)
- (3) 部員名簿(三年)
- (4) 議事録(六年)
- (5) 会計諸帳簿(三年)
- (6) 備品台帳(永久)
- (7) 沿革誌(永久)
- (8) 雑諸綴り(三年)

2 会員は生徒会会長の許可を得ていつでも諸帳簿を閲覧することができる。

第4章 生徒会役員のリコール

第49条 生徒会役員のリコールは、理由書に全会員の3分の1以上の署名をそえた解任要求書を選挙管理委員会に提出し、全会員の3分の2以上の不信任投票により成立する。

選挙規定

第1条 本会の会員は選挙権を有する。

第2条 選挙

1 投票用紙の様式は選挙管理委員会で決定する。

2 選挙は会員の無記名投票とする。

3 次の場合は無効投票とする。

- イ 候補者でないものを記載したもの
- ロ 所定以外の用紙に記載したもの
- ハ 指名判別し難いもの

第3条 当選人

1 有効投票の最多数を得たものを以て当選人とする。投票数が同じである場合は再選挙を行う。

2 当選人が決定した場合は選挙管理委員会は全生徒に通知する。

第4条 候補者

1 会長 2年1年生男女不問1名

副会長 2年1年生より男女各1名

2 候補者になろうとするものは、推薦人の推薦によって選挙期日5日前までに選挙管理委員会に届け出ること。

3 選挙管理委員会は届出締切の翌日全生徒に通知する。

4 候補者の数が1名である時は選挙は行なわれないで選挙管理委員会は候補者に対する信任投票を行わせる。

5 候補者は演説会で意見を述べなければならない。

6 ポスターは指定された場所に選挙管理委員会の検印済のものを貼り出すことができる。

第5条 選挙管理委員は被選挙権を有せずまた選挙運動をしてはならない。

附 則

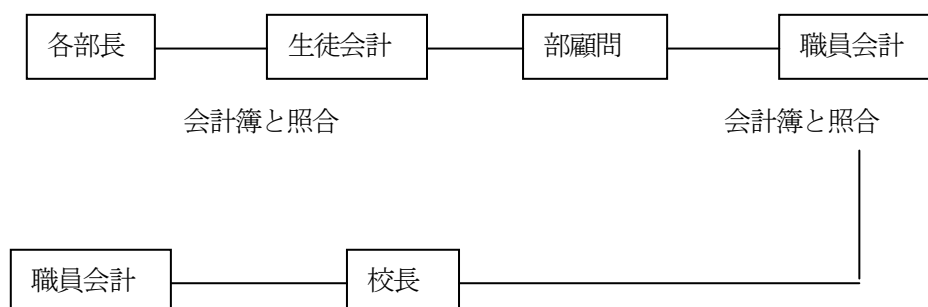
この規程は昭和 47 年 6 月 10 日より施行する。

諸届の所在

- | | |
|--------------------|-------|
| 1 授業料諸会費納入延期願い | 事務室 |
| 2 住所変更届保証人変更届、改姓名届 | 学級担任 |
| 3 休、復、転退学願 | 教 務 |
| 4 出席取扱 | 同 上 |
| 5 遅刻届 | 生徒指導部 |
| 6 アルバイト許可願 | 同 上 |
| 7 生徒集会許可願 | 同 上 |
| 8 異装許可願 | 同 上 |
| 9 欠席、早退、外出 | 同 上 |

生徒会会計執行規定

- 1 生徒会関係の現金保管及び執行は、職員会計を通して行うものとする。
- 2 予算執行手続きにあたっては、所定の様式「生徒会物品需要明細書」によって行う。
- 3 予算執行手続きは次の順序で承認印を受け、職員会計で保管、執行する。



支払及び保管

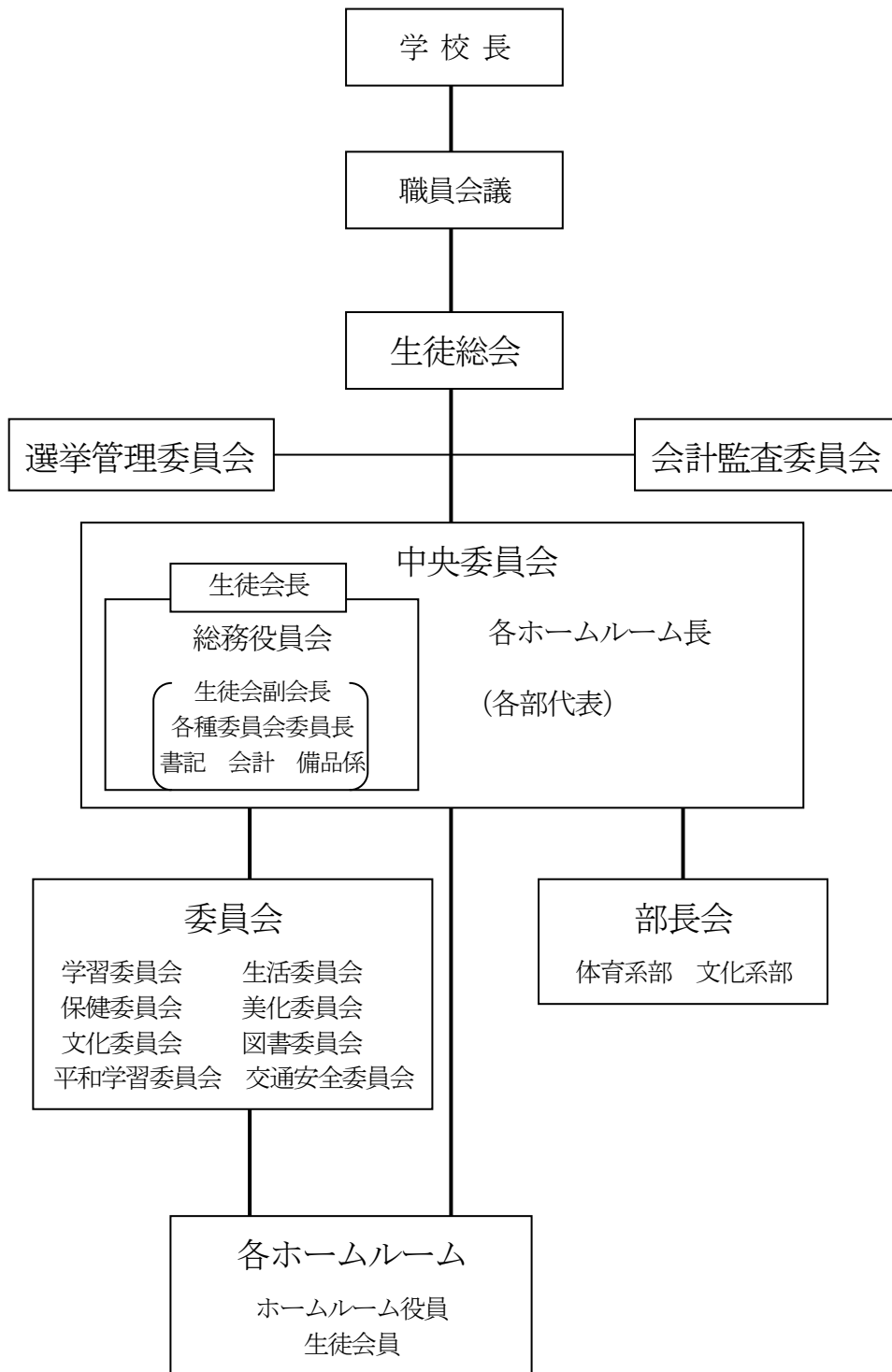
- 4 予算の執行日は毎週特活の時間を原則とし、執行手続きはその 1 週間前に完了しているものとする。
- 5 物品の受け渡し、各種証明の授受は迅速、確実に行う。

日課表

時 間	時 刻
職 員 朝 礼	8:30～ 8:40
S・H・R	8:50～ 9:00
第 1 時 限	9:10～10:00
2 〃	10:10～11:00
3 〃	11:10～12:00
4 〃	12:10～13:00
昼 食	13:00～13:50
第 5 時 限	13:50～14:40
6 〃	14:50～15:40
清 掃	15:40～15:55
S・H・R	15:55～16:00

- ① 夏、冬同じ
- ② 下校は17時までにする。ただし、特別に許可をうけたものは延長することができる。
- ③ 5校時始業時5分前は、予鈴(チャイム)によって教室に入ることとする。
 - 部活動について
 - 1 活動時間について
原則として
 - ① 19:30までとする。
 - ② 定期考査期間中は、活動停止とする。但し、大会前、発表会前は短時間の活動ができる。
 - 2 部室について
 - ① 鍵は部顧問が管理、保管し部活動時間のみ使用させる。
 - ② 部室の整理、整頓は各部員でちゃんとする。
*整理、整頓が悪い場合は、部室の使用を禁止することがある。
 - 3 部備品について
 - ① 部備品の購入は必ず顧問を通して行う。
 - ② 備品の管理、保管は、顧問、部員が一体となつて行う。
 - 4 外部からの指導者について
 - ① 外部指導者は、その部に必要があり、生徒の教育活動にふさわしい人柄であれば顧問を通して学校長の許可を得て認める。
 - 5 活動場所について
 - ① 所定の場所をたえず清潔にし、整理して安全かつ効果的に活動できるように務める。
 - 6 傷害について
 - ① 傷害が起きたら顧問か養護教諭に連絡し顧問はただちに学校長に報告する。
 - ② 治療費は安全会費が適用される。

生徒会組織図



(2) 職員互助会規程

第1条 本会は、本校（浦添商業高等学校）全職員を以って組織する。

第2条 本会は、会員相互の親睦と扶助（互助）を図ることを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するため、下記の行事及び活動を行う。

- 1 職員の親睦を図るための恒例的行事
職員歓迎会（1学期）、 高校総体激励会（1学期）
観月会（2学期）、忘年会（2学期）、新人大会激励会（2学期）
初興し（3学期）、職員送別会（3学期）、卒業式慰労会（3学期）

- 2 職員の親睦、慰労、激励を図るための臨時的行事

- 3 会員の扶助（互助）

項目	金額	備考	
婚姻	10,000		但し、入院が1ヶ月を超す場合は、全員協議の上、見舞額を決める。
出産	10,000		
病気・負傷	10,000	本人	
死亡	30,000	本人	
*その他の見舞金については、その都度全会員協議の上、金額を決める。			

第4条 本会に下記の役員を置き、会長、幹事以外の任期は1学期とする。

- 1 会長1名（校長がこれに当たる。）
- 2 監査1名（教頭がこれに当たる。）
- 3 幹事若干名（半別の輪番で当たる。班は別に決める。）
- 4 幹事は収支を明らかにし、必要に応じて公示しなければならない。

第5条 会費は月額1,000円とする。ただし、必要に応じ、全会員にはかり臨時徴収することができる。

第6条 幹事の班構成は、下記のとおりとする。

- 1班 英語、社会、音楽、家庭
- 2班 体育、養護、国語
- 3班 数学、理科、事務
- 4班 商業A
- 5班 商業B

付則 この規程は平成17年9月1日 訂正。

(3) 浦添商業高等学校 PTA 会則

第1章 総則

第1条 本会は浦添商業高等学校 PTA と称し、事務所を浦添商業高等学校内におく。

第2条 本会は本校生徒の保護者及び職員並びに本会の趣旨に賛同するものを会員とする。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は学校、家庭、社会が一体となって、生徒の福祉増進と教育環境の整備にあたり、会員相互の教養を高め親睦をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 教育諸問題に関する意見の交換
- 2 本校の施設々備の整備改善に関する事
- 3 生徒の保健体育及び厚生福祉の増進に関する事
- 4 生徒の学業奨励に関する事
- 5 生徒指導に関する事
- 6 会員の研修及び親睦に関する事
- 7 その他、本会の目的達成に必要な諸事業

第3章 役員及びその任務

第5条 本会の次の役員をおく

- 1 顧問 1名(学校長)
- 2 会長 1名
- 3 副会長 3名(1名は教頭)
- 4 評議員
- 5 監事 2名
- 6 幹事 3名
- 7 各部正副会長
- 8 学年 PTA 正副会長

第6条 役員は次の方法により選出する。

- 1 会長・副会長・監事は評議員会において推薦し、総会で承認を得る。
- 2 評議員は各学級の保護者から2名を推薦し、総会で承認を得る。学校職員については学校が推薦するものとする。
- 3 幹事は教職員のなかから学校が推薦し、会長が委嘱する。

第7条 役員の任期

- 1 役員の任期は一年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は前任の残任期間とする。
- 3 任期満了後も後任が就任するまではその任務を行う。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括し、会議を招集し議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその任務を代行する。
- 3 評議員は評議員会(顧問、会長、副会長を含む)を構成し、事業計画及び予算等重要事項を審議する。
- 4 監事は会計を監査し、その結果を定期総会において報告する。
- 5 幹事は会長の命をうけて庶務、会計を処理する。
- 6 各委員は部会を構成し、その機関の決定事項の執行にあたる。
- 7 学年 PTA 正副会長は学年 PTA を代表し、その活動を推進する。
- 8 顧問は会全体について諮問に応じ、また自ら意見を述べるができる。

第4章 機関及びその職掌

第9条 本会に次の機関をおく

- 1 総会
- 2 評議員会
- 3 学年PTA及び学級PTA
- 4 部会

ただし、会長は必要と認めるとき、会員若干名に委嘱して実行委員会を構成し、会務を処理することができる。

第10条 総会は5月に開く。ただし会長または評議員会が必要と認めるときは臨時に開くことができる。

2 総会は次の事項を行う。

- 1 会則の改正
- 2 事業計画及び予算の承認
- 3 会務及び決算の報告
- 4 監事の監査報告
- 5 役員(幹事を除く)の承認
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事項の承認

3 前項の規定にかかわらず緊急を要する事項がある場合は、評議員をもって総会にかえることができる。この場合には事後に総会の承認をえるものとする。

第11条 評議員会は会長が必要と認めるときに随時に開くことができる。

評議員は次の事項を行う。

- 1 会長・副会長・監事の推薦
- 2 予算・決算の審議
- 3 会則の審議及び総会に提出する事項の審議
- 4 その他、緊急を要する事項の審議・決定

第12条 学年PTA・学級PTAは各学級ごとに随時構成し、運営するものとする。

第13条 部会は次のとおりです。

- 1 総務部 会員の研修及び親睦に関すること。
- 2 生徒指導部 生徒の生活指導及び学業奨励に関すること。
- 3 厚生部 生徒の厚生福祉の増進及び学習環境の整理、美化に関すること。
- 4 広報部 PTAに関する調査及び広告活動に関すること。

第5章 会計

第14条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

第15条 本会の会費は保護者一人につき月額500円とし、学校職員は250円とする。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。

第17条 本会に次の帳簿を備える。

- 1 会則
- 2 会員名簿及び役員名簿
- 3 会計簿
- 4 諸記録簿

第6章 附則

第18条 本会則は1972年5月9日から施行する。

昭和57年6月5日一部改正 昭和59年5月26日一部改正 昭和60年6月1日一部改正

平成2年5月19日一部改正 平成6年10月6日一部改正

(4) 浦添商業高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は沖縄県立浦添商業高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を計るとともに、母校の発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は第二条目的達成のため下記の事項を行う。

- 1 講習会
- 2 講演会
- 3 体育会
- 4 会員及び後輩の就職斡旋
- 5 母校の後援
- 6 その他

第4条 本会の事務所は、沖縄県立浦添商業高等学校内に置く。

第2章 会員・役員

第5条 本会の会員は下記のとおりとする。

- 1 正会員 本校卒業生
- 2 客員 本校職員

第6条 本会に下記の役員を置く。

- 1 会長(1名)
- 2 副会長(1名)
- 3 書記会計(1名)
- 4 監事(2名)
- 5 評議員(若干名)

第7条 役員を選任及び任期は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は評議員で選出し、総会の承認を得るものとする。
- 2 評議員は総会で承認し、書記会計は会長が任命する。
- 3 役員任期は1年とし、再任をさまたげない。

第8条 役員任期は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行する。
- 2 監事は、会計及び会務を監査する。
- 3 評議員は、会員相互及び会長の諮問に応じ、本会の行事について審議する。

第3章 会議

第9条 本会の総会は年1回とする。ただし、必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

第10条 評議員会は、本会の目的達成のためのすべての事項の審議決定を行い、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。

第11条 総会において次の事項を行う。

- 1 会員及び事業報告
- 2 会計報告
- 3 その他

第4章 会計

第12条 本会の経費は、入会金及びその他の収入をもって充てる。

第13条 入会金は、卒業学年度において金壹千円を本会計に納入するものとする。

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

第15条 本会の会則改正は、評議員会の決議を経て総会に報告する。

第16条 本会則は昭和50年4月1日より施行する。

第17条 本会則は、昭和51年4月1日より一部改正する。

(5) P T A所有車両管理運営規定 (案)

沖縄県立浦添商業高等学校

(目的)

第1条 P T A所有のマイクロバス及び軽自動車トラック (以下車両という) の効率的且つ安全運用を図るため、管理及び運営に関する必要な事項を定める。

(所有者及び管理責任者)

第2条 車両の所有者はP T A会長とし、管理責任者は学校長とする。

(管理運営)

第3条 車両等の管理運営は、教頭及び車両管理係 (渉外係) で行い、任務等は次の通りとする。

- (1) 教頭は、車両の管理、運営に必要な業務の総合調整を行う。
- (2) 車両管理係は、車両の点検及び整備の連絡調整を行う。
- (3) 車両に関する必要な事項が発生した場合は、車両管理係を含め、運営委員会で協議する。
- (4) 運営委員会を構成するメンバーは、教頭、校長、渉外係である。

(経費)

第4条 車両の管理及び運営に必要な経費については次の通り取り扱う。

- (1) マイクロバスの管理及び運営に必要な経費は、P T A特別会計の部活動後援会費による。
- (2) 軽自動車トラックの管理及び運営に必要な経費は、P T A一般会計の教育振興費による。

(使用)

第5条 車両の使用は、次の通りとし、複数の申込がある場合は、人員、距離、交通の利便、使用回数等を考慮し使用の順を決定する。

- 1 学校行事及び生徒会行事
- 2 競技会、発表会及び練習試合等
- 3 職員及びP T A会員の研修会等
- 5 その他、学校長が必要と認める場合

(遵守事項)

第6条 車両の使用責任者及び運転者は、次の事項を遵守し、安全運転に努めなければならない。

- (1) 運転者は、当該運転免許を所持し、安全運転に努めなければならない。
- (2) 使用者及び運転者は、教頭から鍵を受け取り、使用後は速やかに返却しなければならない。
- (3) 乗車定員を守り、車両使用簿 (運行日誌) に必要事項を記入すること。
- (4) 使用にあたっては、燃料、オイル、ブレーキ、タイヤ等点検や手入れを励行すること。
- (5) 交通事故や違反等があった場合は、速やかに校長に報告をすること。
- (6) 交通違反等については、当該運転者の責任とする。
- (7) 目的以外の使用及び使用責任者以外への使用を禁ずる。

(帳簿等)

第8条 車両の管理、運営に必要な帳簿等は次の通りとする。

- (1) 車両運行予定表
- (2) 車両使用簿
- (3) 登録関係証書及び整備関係書類等

附則 この規定は、昭和63年12月10日から実施する。

この規定は、平成7年6月15日から実施する。

この規定は、平成16年 月 日から実施する。

(6) 県立浦添商業高等学校家庭教育支援会議規定

平成16年5月26日
沖縄県立浦添商業高等学校

(名称)

第1条 本会は、県立浦添商業高等学校家庭教育支援会議（以下「支援会議」という。）と称し、事務局を浦添商業高校内に置く。

(目的)

第2条 支援会議は、学校、PTA、地域関係機関等が連携を深め、家庭教育において援助を必要としている保護者に対する支援など、地域の家庭教育充実支援に関する課題について協議し、生徒の健全育成を図る。

(構成)

第3条 本会の構成は、校長、教頭、事務長、生徒指導主任、教育相談係、渉外係、PTA会長、PTA副会長、PTA生徒指導部長、PTA母親委員長、自治会長（若干名）、浦添市民生委員、浦添警察署少年課、学識経験者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 支援会議に次の役員を置く。

- (1) 顧問（校長）
- (2) 議長（PTA会長）
- (3) 副議長（教頭）
- (4) 庶務（渉外係）

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 顧問は、必要に応じて議長の相談に応じ、意見を述べる事ができる。
- 3 議長は、会を代表し会務を総括する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長が不在の場合は議長を代行する。
- 5 庶務は、議長の指示により支援会議の事務を処理する。

(支援会議)

第7条 支援会議は、議長がこれを招集し次の事項について協議する。

- (1) 支援対象、支援の内容及び方法について協議する。
- (2) 必要に応じて支援会議の下に支援チームを編成する。
- (3) 支援チームの支援結果を受け、その結果を分析し評価を加え、新たな支援方法等を検討する。
- (4) 支援会議は会議に必要な情報の提供や学校職員及び関係者の会議への出席を求める。

(支援活動)

第8条 支援会議は、次の活動を行う。

- (1) 家庭教育や子育てで困っている保護者に積極的に働きかけ、問題解決への助言・支援を行い必要に応じて専門機関への橋渡しを行う。
- (2) 課題をかかえ困っている生徒に対し、問題解決への助言・支援を行い、必要に応じて専門機関への橋渡しを行う。

(守秘義務)

第9条 委員は、プライバシーの保護に配慮し、支援会議で得た個人情報に対し守秘義務を負う。

(報告)

第10条 議長は、支援会議の活動について、校長を通じて県教育委員会に報告を行うものとする。

※附則 この規定は平成16年5月26日から実施する。